

【資料 5－1】

税率改定等の検討スケジュールについて

国保制度は、平成 30 年度からの財政運営の都道府県化を契機として、最終的に「県で 1 つの国保」を目指しており、「第 3 期埼玉県国民健康保険運営方針（案）」においては、令和 9 年度を目標に、賦課 2 方式（所得割・均等割）を中心とした保険税水準の準統一化をするとともに法定外繰入金を解消することが掲げられています。

最新の令和 5 年度における県内の賦課方式は、43 市町村が 2 方式、1 市町村が 3 方式、19 市町村が 4 方式となっており、朝霞地区 4 市においては 2 方式を採用している市はありませんが、令和 6 年度より新座市が 2 方式を実施する予定と聞いております。

また、本市における法定外繰入金につきましては、令和 2 年度以降毎年増加し、令和 4 年度決算では、325,160 千円と、国保財政はさらに厳しい状況となっていることから、今年度は税率改定の実施について本格的な審議をお願いしたいと考えております。

つきましては、以下のスケジュールにて会議を開催する予定のため、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。

R5. 8. 9（水）	第 1 回運営協議会	R4 年度決算、R5 年度補正予算（第 1 号） R5 年度埼玉県内の税率等の状況 他
R5. 10. 13（金）	第 2 回運営協議会	諮問書の提出、諮問事項の審議
R5. 11 上旬	第 3 回運営協議会	諮問事項の審議
R5. 12 上旬	第 4 回運営協議会	答申（案）作成における審議
R6. 1 下旬	第 5 回運営協議会	答申書のとりまとめ

※開催予定日のおよそ 1 か月前に委員の皆様あてに開催通知を送付させていただきます。